

取締役の選解任方針・手続

当社は、株主様の受託者責任を踏まえ、監査等委員以外の取締役候補者および監査等委員である取締役候補者の選任にあたって、取締役の解任についても、取締役会がその役割・責務を適切に遂行すべく実効性の確保と向上を図るため「取締役の選解任方針・手続」を設け、当該方針・手続に基づき実施することとする。

【取締役の選解任方針】

取締役会の構成として、取締役のうち、社外取締役を過半数とし、取締役のスキルや多様性の観点から取締役候補者の選任基準及び解任基準を下記のとおり定めております。

1. 監査等委員以外の取締役の選任方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、取締役会の役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を有する人物を全体として網羅的にバランスよく選定することを基本方針とする。

（選任基準）

- (1) ラックランドグループの経営理念や経営方針を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向け最善の努力を行うことができること
- (2) 取締役に相応しい人格と専門的な見識を有していること
- (3) 経営環境や業界動向を的確に把握・分析し、適切な対応策を提案し実行する能力を有していること
- (4) 取締役会にて忌憚ない意見を述べられる人材であること
- (5) 他の役員に対して積極的に牽制機能を発揮できること
- (6) 自らの資質向上に努める意欲が旺盛であること
- (7) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であり、上場会社の取締役として必要なコンプライアンス意識を保有していること
- (8) (社外取締役の場合) 他社上場企業での取締役としての経験がある、又は、経営、法務、会計等、上場企業の社外役員として必要な専門的知識を有していること

（解任基準）

- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
- (3) 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
- (4) 職務の遂行状況やその他の客観的事実に基づきその機能を十分発揮していないと認められる場合

められる場合

- (5) 法令上求められる取締役の欠格事由に該当することとなった場合、及び職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められた場合
- (6) 反社会的勢力との関係が認められた場合
- (7) 選任基準を満たさないと認められた場合

2. 監査等委員である取締役の選任方針

監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会と連携し、以下の役割・責務を果たすことが期待できる資質とバックグラウンドを有する人物を選定することを基本方針とする。

(選任基準)

- (1) ラックランドグループの経営方針や経営改善について、適切な助言・意見具申を行うことができる知見やバックグラウンドを有していること
- (2) ラックランドグループと重大な利害関係がなく、独立性を担保できること
- (3) 取締役会にて忌憚ない意見を述べられる人材であること
- (4) 他の役員に対して積極的に牽制機能を発揮できること
- (5) 公正不偏の態度を保持できること
- (6) 当社取締役会に原則として75%以上参加でき、当社の取締役としての十分な時間の確保ができること
- (7) 法令上求められる取締役および社外取締役としての適格要件を満たす者であり、上場会社の取締役として必要なコンプライアンス意識を保有していること
- (8) (社外取締役の場合) 他社上場企業での取締役としての経験がある、又は、経営、法務、会計等、上場企業の社外役員として必要な専門的知識を有していること

【取締役の選解任手続】

取締役会は、監査等委員以外の取締役候補者、監査等委員である取締役候補者の選任および取締役の解任提案にあたって、上記のそれぞれの選任方針や取締役会の構成に関する考え方並びに役員指名に係る指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえ、かつ、監査等委員以外の取締役候補者については監査等委員会が決定した意見を反映し、十分な審議を経て決議する。

上記の手続きを経て、取締役会は、監査等委員以外の取締役候補者、監査等委員である取締役候補者の選任および取締役の解任提案を、株主総会に付議する。

株主総会は、取締役会によりその選任を付議された監査等委員以外の取締役候補者、監査等委員である取締役候補者および取締役解任対象者について、その決議により決定す

る。なお、監査等委員会は、必要があると認めるときは、株主総会において意見を述べる。

以上

付則

1. 2018年12月18日改定
2. 2024年8月30日改定